平成２２年（フ）第２６４号
仙台市泉区南光台１丁目36番14号
破産者　秋葉奈夫子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
宮城県多賀城市浮島２丁目28－８－１　ラピュタ203号、開始決定時の住所宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１－705号　ユートピア杉の入Ⅰ
破産者　秋葉　　修
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５５号
仙台市青葉区台原３丁目15番２号　倉持ハイツ202、従前の住所仙台市青葉区北根１丁目２番２－302号
破産者　山田　勝彦
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５９号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目11番10―302号　ライオンズマンション茅ヶ崎サザンビーチ、開始決定時の住所横浜市青葉区千草台47番地１　ナイスパークステイツ藤が丘510号
破産者　溝口　貴之
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７号
福井県越前市堀川町６―40　サンライフ堀川302、住民票上の住所福井市成和１丁目1707番地　サンパレス成和302
破産者　鹿島　　恵
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
福井市和田２丁目310番地
破産者　西村　尚規
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６４号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地の24
破産者　前田　成人
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２４号
名古屋市瑞穂区高田町１丁目27番地の２　コーポラス曙101号
破産者　與那覇政之
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９６１号
京都市左京区下鴨松ノ木町67番地の35
破産者　多田傳一郎
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４号
神戸市兵庫区馬場町10番４号
破産者　芝田　　修
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６号
兵庫県高砂市高砂町栄町389番地の10
破産者　益井　清隆
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市天神町67番地２　ふそうマンション天神11号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地48
破産者　岡本　幸一
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９号
岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞493番地
破産者　藤田　房満
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目13番15号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目22番２号
破産者　フクダ急送こと　福田　吉修
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目11番14号
破産者　髙崎　義弘
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目27番10号
破産者　福田　幸也
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９号
山口県柳井市余田1761番地１
破産者　溝尻　皓三
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部